

HAKUTEN

第53回

定時株主総会 招集ご通知

ココロ揺さぶる瞬間を創り、
世の中を次へ動かす。

日時 2022年6月29日(水曜日)午前10時開始
(受付開始:午前9時30分)

場所 日本橋室町野村ビル(YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋5階大ホール
東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
※開催場所が過去の会場と異なっておりますので、
お間違いのないようご注意ください。

議案 第1号議案:定款一部変更の件
第2号議案:取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第3号議案:監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案:補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案:取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第6号議案:監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案:会計監査人選任の件
第8号議案:取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株主総会にご出席されない場合

書面(郵送)又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日(火曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株式会社博展 証券コード:2173





代表取締役社長執行役員 CEO

田口 徳久

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルスによる感染症に罹患された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

第53回定時株主総会を2022年6月29日(水曜日)に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第53期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の事業の概要につき、ご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へどうぞご参加ください

当社の株主総会では、会場にご来場いただかなくても、インターネットライブ配信や質問の事前受付などを行っており、多くの株主の皆様は株主総会にご参加いただける体制を整えております。



会場にてリアルご出席

詳細は5、6頁をご覧ください。

会場にご来場いただき、株主の皆様の声をお聞かせください。



ご自宅などよりご視聴、ご参加

詳細は7、8頁をご覧ください。

より多くの株主の皆様安心して当社株主総会にご参加いただけるよう、本総会のライブ中継を行います。
右記二次元コードより、アクセスください。



目次

株主の皆様へ	1	第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件	27
第53回定時株主総会招集ご通知	5	第7号議案	会計監査人選任の件	28
株主総会参考書類		第8号議案	取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	29
第1号議案	11	事業報告		33
第2号議案	19	連結計算書類		49
第3号議案	23	計算書類		51
第4号議案	26	監査報告		53
第5号議案	27			

Philosophy

経営理念

Communication Design®

人と人の、笑顔が創り出す未来へ。

人と人、人とコトが出会い、そして未来が動き出す。

私たち博展は、そんな、唯一無二の“体験”を生み出すために、

“コミュニケーション”に関わる様々な「表現」「手段」「環境」を“デザイン”します。

「Communication Design®」で、価値ある“体験”を創り続けること、それが私たちの理念です。

Vision

ビジョン

とき
**ココロ揺さぶる瞬間を創り、
世の中を次へ動かす。**

体験を通じ、より活力に満ちた世の中を実現することが、私たちのビジョンです。

人の心を揺さぶり、社会、世の中まで動かすような体験を追求し、拡げていきます。

私たちが創りだす“価値ある体験”が、日本、世界のあらゆるシーンに溢れることをめざします。

Topics

【株式会社ニチナンの全株式を取得】 - 西日本・中部エリアのサービス提供体制を強化 -



名称	株式会社ニチナン
所在地	大阪府大阪市大正区北恩加島 1丁目17番7号
代表者	生島 優
設立	1986年6月17日

制作拠点の拡大は、関西圏を中心とした制作・納品体制の向上及び顧客への提供価値の拡充に貢献します。

Award

【平和中央公園：平和の軸】 - 国内外の賞を多数受賞 -



クライアント	神奈川県 横須賀市	
出品者	株式会社博展	
展示場所	神奈川県 横須賀市 平和中央公園	
プロジェクト メンバー	デザイン・施工	株式会社博展
	デザイン/ アーティスト	高橋 匠 高橋 広樹
	プロデューサー	河野 俊太郎
	制作管理	熊崎 耕平

【受賞履歴】

- ・日本空間デザイン賞 2021：金賞（エンターテインメント&クリエイティブ・アート空間）/ サステナブル空間賞のW受賞
- ・第55回 日本サインデザイン賞：大賞 / 経済産業大臣賞
- ・第37回 都市公園等コンクール：（一社）日本公園緑地協会会長賞（施工部門）
- ・NDF ディスプレイ産業賞2021：ディスプレイ産業奨励賞（日本ディスプレイ産業団体連合会賞）
- ・Novum Design Award (仏)：銀賞（Architectural Design Category）
- ・Architecture Master Prize (米)：Honorable Mention (Installations & Structures)
- ・横須賀市：公共工事特別表彰

サステナビリティへの取り組み

サステナブル・ブランド国際会議2022横浜

開催日時: 2022年2月24日(木)-25日(金)

開催場所: パシフィコ横浜 ノース+online

主催: 株式会社博展 / Sustainable Life Media, Inc. (本社: 米国)



※カッコ内の数値は前年比

前年度開催データを元にSB2022横浜開催による排出CO₂をカーボンオフセット

サステナブル・ブランド国際会議2022横浜では、イベント開催に関わる全ての項目 (SCOPE3) を対象にCO₂排出量を算出



SB 2021 YOKOHAMA

SB 2022 YOKOHAMA

- 使用電力/使用水量
- 会場装飾
- 備品・資材の運搬
- イベント運営
- 映像・音響機材
- ケータリング
- オンライン配信
- 来場者の移動/宿泊



※算出方法: 2021実測値+推計値

招集ご通知

証券コード 2173
2022年6月10日

株主各位

東京都中央区築地1丁目13番14号

株式会社 博 展

代表取締役
社長執行役員CEO 田口 徳久

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月28日(火曜日)午後6時**までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限までに到着するようご送付ください。**

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)において、賛否をご入力 of うえ、**2022年6月28日(火曜日)午後6時までに議決権をご行使ください。**

10頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

- 1 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
- 2 場 所 日本橋室町野村ビル(YUITO)
野村コンファレンスプラザ日本橋5階大ホール
東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
(開催場所が昨年と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。)
- 3 目的事項 報告事項 1. 第53期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 会計監査人選任の件
第8号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 4 議決権行使についてのご案内 9、10頁記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

(お願い)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに招集ご通知添付書類に関する事項
 - (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.hakuten.co.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、添付書類に含まれます連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.hakuten.co.jp/ir/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 本株主総会の決議内容につきましては、決議通知の送付はせず、株主総会終了後、当社ウェブサイト(<https://www.hakuten.co.jp/ir/>)に掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

<剰余金配当の実施>

定款第40条の定めにより、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行うことを決議しております。当該決議に基づき1株あたり10円の期末配当をお支払いいたします。

詳細につきましては、同封の「配当金のお支払いについて」をご覧ください。

株主様向けライブ配信・質問方法のご案内

本総会の模様につきましては、会場での株主総会と並行し、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前のご質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※ライブ配信ならびに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時～

2. アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/hakuten-53>



<必要事項> 株主番号、郵便番号

- ①上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ②接続されましたら、議決権行使書に記載されている上記必要事項の2項目を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

※ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできません。あらかじめご了承ください。

【バーチャル株主総会Sharely問合せ窓口】

電話番号：03-6416-5286

受付時間：2022年6月29日（水曜日）午前9時～株主総会終了時まで

3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」に従ってログインしていただき、動画配信画面の右下にある「質問」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

[事前質問受付期間]

2022年6月10日（金曜日）午前10時～2022年6月24日（金曜日）午後6時まで

※受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合、ご質問内容によりすべてのご質問にお答えできない場合があります。あらかじめご了承ください。

注意事項

- 当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、質疑応答及び決議にご参加いただくことはできません。株主の皆様におかれましては、事前質問、議決権の行使につきましては書面又はインターネットによる事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後6時までにご行使いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ライブ配信をご視聴いただくための接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁止いたします。
- 本総会当日のライブ配信は議長及び当社役員のみ撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

ご来場される株主様へのお願い

- 株主総会会場におきましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場受付での検温や手指のアルコール消毒にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 発熱や咳等の症状がある方、体調不良とお見受けした方には、会場へのご入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

株主総会当日の運営について

- 株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、検温や体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案番号	議案内容	賛成	反対	棄権
第1号	議案第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第2号	議案第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第3号	議案第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第4号	議案第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第5号	議案第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第6号	議案第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第7号	議案第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第8号	議案第8号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

こちらに議案の賛否をご記入ください。

【第1号、第4～8号議案】

- 賛成の場合 → “賛” を○で囲んでください。
- 否認の場合 → “否” を○で囲んでください。

【第2号、第3号議案】

- 全ての候補者に賛成の場合 → “賛” を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 → “否” を○で囲んでください。
- “賛” を○で囲み、否認する場合 → 一部の候補者を否認する場合 → 補者の番号を欄内に記載して
ください。

※議決権行使書はイメージです。

重複して行使された議決権の取扱いについて

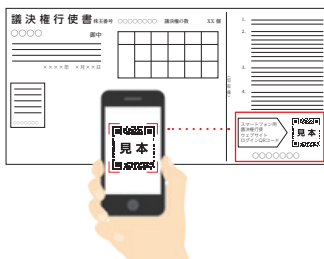
- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

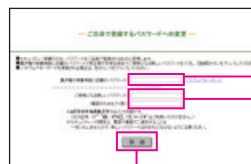
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

※一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化することで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、権限委任による意思決定と業務執行を迅速化し、企業価値向上を目指すことを目的とし、2022年6月29日開催予定の当社53回定時株主総会の承認を条件として監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで、株主様の利益を確保するため、完全電子化による株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することができるよう、現行定款第13条(株主総会の招集)について変更を行うものであります。
- (4) 今後の業容の拡大に伴い経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条(員数)に定める取締役の員数の上限を2名増員し、8名から10名に変更するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うもの

であります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。なお、第15条を除く本議案は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条から第4条(条文省略) (機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条から第11条(条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条(条文省略) (株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 前項の株主総会の招集地は、本店所在地及びその隣接地の他、東京都内のうち当社が招集通知にて指定する場所とする。</p> <p>第14条(条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条から第4条(現行どおり) (機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条から第11条(現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条(現行どおり) (株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 前項の株主総会は開催場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第14条(現行どおり) (削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p>

現行定款	変更案
<p>第16条から第18条(条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</p> <p>第16条から第18条(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>3</u>名以上とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当</p>	<p>役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>5 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は法令で定めるところにより、署名又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役又は監査役はこれに書面もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p>	<p>該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は法令で定めるところにより、署名又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに書面もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>及び<u>監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、<u>それぞれ区別して株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役)</p>	(削除)
<p>第33条 <u>法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は第31条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えてはならないものとする。</u></p> <p>4 <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役会の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集手続き)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第33条</u> <u>当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>第39条から第42条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第34条から第37条(現行どおり)</p> <p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1条</u> <u>当社は、第53回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>改定前の定款第15条(株主総会参考書類等の</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>インターネット開示をみなし提供)の削除及び改定後の定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、改定前の定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示をみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、会社法第332条第7項第1号の規定により、取締役5名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況(2021年度)
1	たぐち とくひさ 田口 徳久	再任	代表取締役社長執行役員CEO	14/14回 100%
2	はらだ あつし 原田 淳	再任	取締役専務執行役員CSO	14/14回 100%
3	たなか まさき 田中 雅樹	再任	取締役執行役員CFO	14/14回 100%
4	かなもり ひろゆき 金森 浩之	再任 社外 独立	社外取締役	14/14回 100%
5	いしづか ようこ 石塚 陽子	新任 社外 独立	—	—/—回 —%

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

たぐち とくひさ
田口 徳久

再任



生年月日

1956年6月8日

所有する当社株式数

104,400株

取締役在任年数

37年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月	株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社	2012年10月	当社代表取締役会長兼社長
1983年 7月	当社入社	2015年 6月	当社代表取締役社長
1985年 4月	当社取締役	2020年 6月	株式会社スプラシア取締役(現任)
1992年 2月	当社代表取締役社長	2021年 9月	株式会社ニチナン取締役(現任)
2010年 6月	当社代表取締役会長	2022年 4月	当社代表取締役社長執行役員CEO(現任)

取締役候補者とした理由

田口徳久氏は、当社の代表取締役として長年に渡り業容拡大に寄与しております。経営者として豊富な実績と幅広い見識に基づき当社グループ全体を統括するなど、今後もさらなる事業発展に十分活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 2

はらだ あつし
原田 淳

再任



生年月日

1977年6月1日

所有する当社株式数

31,100株

取締役在任年数

5年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年 4月	株式会社ナカノコーポレーション(現株式会社ナカノフード建設)入社	2014年 4月	当社イベント展示会事業本部長
2002年 8月	株式会社アール・エム・シー 一級建築士事務所入社	2016年 6月	株式会社スプラシア代表取締役社長
2003年 6月	株式会社アーネスト空間工房入社	2017年 6月	当社取締役
2008年10月	当社入社	2019年 4月	株式会社スプラシア取締役(現任)
2013年 5月	当社商環境事業部長	2020年 4月	当社常務取締役
		2022年 4月	当社取締役専務執行役員CSO(現任)

取締役候補者とした理由

原田淳氏は、取締役専務執行役員CSOとして経営戦略を担当し、業界の知見や今後の動向、事業戦略に関する知識と経験に基づく見地から、経営及び事業に関する判断を行うことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 3

た な か ま さ き
田 中 雅 樹

再任



生年月日

1964年4月7日

所有する当社株式数

26,000株

取締役在任年数

5年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	日榮建設工業株式会社入社	2017年 3月	当社経営本部長
2004年 5月	当社経営企画部長	2017年 4月	株式会社スプラシア取締役
2006年 4月	株式会社ホリウチコーポレーション 入社 同社経理部長	2017年 6月	当社取締役経営本部長
2007年 4月	同社執行役員管理副本部長	2020年 6月	株式会社スプラシア監査役（現任）
2008年 2月	株式会社ノバレーゼ入社	2021年 9月	株式会社ニチナン監査役（現任）
2008年 3月	当社取締役管理本部長	2022年 4月	取締役執行役員CFO経営本部長 （現任）
2015年12月	株式会社 Casa 入社 執行役員業務管理部長		
2017年 2月	当社入社		

取締役候補者とした理由

田中雅樹氏は、主に財務、企画、経営管理業務等に従事し、当該分野において豊富な業務経験、見識を有しております。当社入社後は経営本部長として経営管理全般に携わっており、その知見を取締役会の意思決定や業務執行の監督等に十分活かすことができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 4

か な も り ひ ろ ゆ き
金 森 浩 之

再任

社外

独立



生年月日

1962年4月24日

所有する当社株式数

10,000株

取締役在任年数

7年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年10月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任 任あずさ監査法人）入所	2013年 3月	株式会社RS Technologies 社外監査役
2003年 7月	金森公認会計士事務所設立 所長（現任）	2015年 6月	当社取締役（現任）
2010年10月	みなと公認会計士共同事務所 代表（現任）	2018年12月	株式会社岳南ホールディングス 社外監査役（現任）
2011年 5月	社団法人神奈川県警備業協会（現 一般社団法人神奈川県警備業協 会） 監事（現任）	2022年 3月	株式会社RS Technologies 取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金森浩之氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、また複数の上場企業において社外取締役や社外監査役として経営全般の監督に従事された経験を有しております。また、2021年より報酬諮問委員会の委員長として客観的な視点を取り入れた透明性の高い役員報酬の設計に寄与いただいており、独立した立場で監視・監督を通じて、当社の中長期的な成長に貢献いただくことを期待し、引き続き、社外取締役候補者としております。

なお、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。



生年月日

1967年3月9日生

所有する当社株式数

一株

取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

一/一回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼務状況）

1989年 4月	モルガン銀行東京支店入社	2016年 4月	石塚・小平法律事務所設立
1991年 7月	JPモルガン証券株式会社東京支店	2021年 6月	株式会社アバールデータ取締役(監査等委員)(現任)
2000年 9月	シグニファイジャパン株式会社入社		
2010年12月	弁護士登録		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石塚陽子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な知識と経験を有しております。法律に関する専門的な知見・経験等を通じた示唆・助言等により中長期にわたる当社の成長に貢献いただくことを期待するとともに、外資系企業における国際経験も豊富なことから多彩な経験と幅広い見識に基づき、客観的な視点で当社の経営を監視・監督するのに適任であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社間に特別な利害関係はありません。

- 金森浩之氏、石塚陽子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は金森浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任され社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定です。また、石塚陽子氏につきましては、同氏が社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
- 当社は、金森浩之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう当該契約を継続する予定であります。なお、石塚陽子氏とは新たに締結する予定です。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 - ①取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限定額を限度として、その責任を負う。
 - ②上記の責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 当社は会社法第430条1項の規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同一内容での更新を予定しております。
- 上記取締役候補者の所有する当社株式所有数は、2022年3月31日現在のものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、会社法336条第4項第2号の規定により、監査役3名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況 (2021年度)	監査役会出席状況 (2021年度)
1	うつみ のりゆき 内海 統之	新任	常勤監査役	14/14回 100%	12/12回 100%
2	かじうら きみやす 梶浦 公靖	新任 社外 独立	社外監査役	14/14回 100%	12/12回 100%
3	やまだ たけし 山田 毅志	新任 社外 独立	社外監査役	13/14回 93%	12/12回 100%

新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

う つ み の り ゆ き
内海 統之

新任



生年月日

1958年7月24日

所有する当社株式数

一株

監査役在任期間

8年

取締役会出席状況

14/14回

監査役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年10月	株式会社リクルート(現リクルートホールディングス)入社	2007年 1月	当社取締役製作部長
1989年 7月	株式会社小野瀬設計入社	2010年 4月	当社取締役営業部長
1992年 6月	有限会社エヌプランニング代表取締役	2013年 5月	当社営業本部長
1995年 9月	日商建設株式会社入社	2013年10月	当社経営企画部長
1998年 4月	同社取締役	2014年 6月	当社常勤監査役(現任)
2005年 7月	当社入社	2016年 6月	株式会社スプラシア監査役(現任)
2006年 2月	当社取締役経営企画部長	2021年 9月	株式会社ニチナン監査役(現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

内海統之氏は、当社の取締役をはじめ長年に渡り要職を歴任し、営業部門や制作部門など当社の業務全般に関する豊富な経験・見識を有しております。2014年からは当社の監査役を務めており、当社の経営を的確かつ公正に監督できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号 2

か じ ゅ う ら き み や す
梶浦 公靖

新任

社外

独立



生年月日

1947年5月28日

所有する当社株式数

26,600株

監査役在任期間

16年

取締役会出席状況

14/14回

監査役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1970年11月	株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社	2005年 7月	同社顧問
1986年 7月	株式会社アイディアバンク取締役	2005年 8月	株式会社エルディーシー取締役
1988年 5月	株式会社トライ・エックス代表取締役	2005年11月	株式会社ライフデザインコンサルテイング取締役
2000年 6月	株式会社バックスグループ監査役	2006年 2月	当社常勤監査役
2004年 5月	有限会社トラスパレンテ取締役会長	2014年10月	当社監査役(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

梶浦公靖氏は、過去に当社の社外監査役を16年間勤め、当社の事業内容等に精通しており、また企業活動に関する豊富な知見を有していることから、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

やまだ たけし
山田 毅志

新任

社外

独立



生年月日

1967年7月29日

所有する当社株式数

45,700株

監査役在任期間

15年

取締役会出席状況

13/14回

監査役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4月	安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入社	2006年 6月	株式会社アパマンショップネットワーク（現APAMAN株式会社） 社外監査役（現任）
1997年 6月	山田&パートナーズ会計士事務所 入所	2007年 6月	当社監査役（現任）
2000年 3月	公認会計士登録	2011年 7月	税理士法人タクトコンサルティング 代表社員（現任）
2000年 8月	ソニー株式会社入社	2013年10月	株式会社シーアールイー監査役
2001年 6月	税理士法人タクトコンサルティング 入所	2015年10月	同社取締役（監査等委員）（現任）
		2020年 6月	株式会社タクトコンサルティング 代表取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田毅志氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、また過去に当社の社外監査役を15年間努め、当社の事業内容等に精通していることから、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待し、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 梶浦公靖氏及び山田毅志氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は内海統之氏、梶浦公靖氏及び山田毅志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限られます。本総会において再行された場合には、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法430条1項の規定する役員賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同一内容での更新を予定しております。
5. 上記取締役候補者の所有する当社株式数は、2022年3月31日現在のものです。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である社外取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

せ と な か お
瀬 戸 仲 男

新任

社外

独立

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1996年 4月 弁護士登録(東京弁護士会)

1996年 4月 腰塚法律事務所入所

1997年10月 瀬戸総合法律事務所設立

2003年 7月 アルティ法律事務所設立

(事務所名称変更、現任)

2009年12月 当社監査役

生年月日

1956年4月6日

所有する当社株式数

－ 株

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

瀬戸仲男氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、永年の弁護士としての専門的知識、経験を有しております。同氏が補欠の監査等委員である取締役に就任された場合、当社の経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 瀬戸仲男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 瀬戸仲男氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 当社は、瀬戸仲男氏が監査等委員である取締役に就任する場合には、同氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出る予定であります。
4. 瀬戸仲男氏の選任が承認されかつ同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ過失がないときに限られます。
5. 瀬戸仲男氏の選任が承認されかつ監査等委員である取締役に就任する場合は、同氏との間で会社法430条1項の規定する役員賠償責任保険を保険会社との間で締結する予定です。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第38回定時株主総会において、年額400百万円以内(使用人分給与は含まない。)とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、役員賞与分を含め年額400百万円以内(うち社外取締役は年額100百万円以内)とさせていただきたいと存じます。

本議案は、本招集ご通知41、42頁に記載された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿った金銭報酬に関する報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、独立社外取締役を委員長とし過半数を社外役員で構成する報酬諮問委員会の審議を経ていることから、相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は4名(うち社外取締役1名)ですが、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名(うち社外取締役2名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職務と責任に照らしたものであり、独立社外取締役を委員長とし過半数を社外役員で構成する報酬諮問委員会の審議を経ていることから、相当な内容であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名(うち社外取締役2名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、監査役会で定めた会計監査人の選定と評価の基準に従い、品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の事業規模に適した会計監査人であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2022年4月1日現在)

名 称	RSM清和監査法人		
事 務 所	東京事務所	東京都千代田区飯田橋1-3-2	曙杉館4階
	神戸事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通8	神港ビルヂング1階
沿 革	2004年3月	設立	
	2010年5月	RSM Internationalと業務提携	
概 要	構成人員	社員 (公認会計士)	15名
		職員 (公認会計士)	35名
		(公認会計士試験合格者等)	21名
		(監査補助職員)	19名
		(その他事務職員等)	10名
		合 計	
	関与会社数		112社
	出資金		37百万円

第8号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員設置会社へ移行し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の上限の員数は10名以内となります。また、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額は、年額400百万円以内(うち社外取締役は年額100百万円以内)となりますが、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)に取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いしたく存じます。

なお、当社は、2019年開催の第50回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除きます。)に対し譲渡制限付株式を割り当てるための報酬を年額40百万円以内の範囲で支給することにつきご承認いただいておりますが、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これに替えてご承認いただきたくお願いするものであります。

上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円(ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。)以内といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名(うち社外取締役1名)ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名(うち社外取締役2名)となります。

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に對して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

2. 対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年120,000株以内といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

3. 対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」といいます。)を締結するものといたします(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日の直前の当社定時株主総会から本割当株式の払込期日後に最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間(以下、「役務提供期間」といいます。)、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、本割当株式の全部について本譲渡制限期間が満了した直後の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、役務提供期間中に正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、

当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

4. 譲渡制限付株式を割り当てるのが相当である理由

当社は2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告42頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。また、本譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議時点の時価で本割当株式の価値を評価した金額は年額100百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年120,000株以内としており、その希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社執行役員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

以 上

事業報告 (2021年4月1日～2022年3月31日まで)

1 当社グループの現状

(1) 当事業年度の事業の状況

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
106億26百万円	5億32百万円	6億18百万円	7億60百万円

1. 事業の経過及び成果

当連結累計会計年度における売上高は106億26百万円(前期比46.1%増)となりました。また、営業利益は5億32百万円(前期比11億20百万円増)、経常利益は6億18百万円(前期比9億30百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益は7億60百万円(前期比9億50百万円増)となりました。

各商材カテゴリ別の状況は次のとおりであります。

【商材カテゴリ別の売上高】

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率(%)
リアルイベント分野	3,202	6,483	3,280	102.4
デジタル分野	1,907	1,976	68	3.6
商環境分野	2,018	2,024	5	0.3
その他	143	142	△0	△0.4
売上高合計	7,272	10,626	3,354	46.1

(注) 前連結会計年度には、株式譲渡により当連結会計年度より連結対象外となった株式会社アイアクトの売上高5億58百万円が含まれております。

リアルイベント分野

売上高 **64億83** 百万円 (前期比102.4%増)

リアルイベント分野は、新型コロナウイルス感染症の影響により不透明感が残るものの、ワクチン接種等の普及により各種制限が段階的に緩和し始めたことから、展示会やイベントが再開され、コロナ禍からの回復が顕著となりました。

特に、オンライン配信などとのハイブリッド型イベントサービスの提案を推進したことで、売上高が大きく増加しました。



デジタル分野

売上高 **19億76** 百万円 (前期比3.6%増)

デジタル分野では、自社配信スタジオを活用したオンライン配信事業が前期に引き続き好調なことに加え、今期は大型のオンライン展示会やバーチャルイベントの案件数及び売上高が大幅に増加しました。

また、当社グループ子会社のスプラシア社が提供するオンライン展示会プラットフォーム「EXPOLINE」の引き合いも大きく増加しました。



商環境分野

売上高 **20億24** 百万円 (前期比0.3%増)

商環境分野では、これまで得意としてきたオフィスや商業施設などに加え、地方行政におけるDX推進拠点等の内装デザインや施工など商環境のフィールドも拡大しました。特に当事業年度は、新たに大型の体験型施設のデジタルコンテンツ制作、開発などに取り組むなど、今後のサービス提供領域を大きく拡大することができました。

また、2021年9月30日に当社のグループ会社となりました株式会社ニチナとの協業により常設空間における制作納品体制を強化してまいります。



2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額及び主な内容は次のとおりであります。

区 分	投資額
設備投資等の総額	87,413 千円
主な内訳	
建物及び構築物	3,397 千円
工具、器具及び備品	60,585 千円
ソフトウェア	17,663 千円

3. 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と総額2,430,000千円の当座貸越契約を締結しております。

当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は次のとおりであります。

区 分	借入額
当座貸越限度額の総額	2,430,000 千円
借入実行残高	500,000 千円
差引額	1,930,000 千円

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年4月30日付で株式会社アイアクトの全株式を譲渡しております。同日付で当社の子会社から除外いたしました。

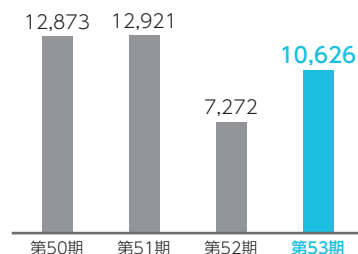
また、2021年9月30日付で株式会社ニチナンの全株式を取得しております。同日付で当社の完全子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

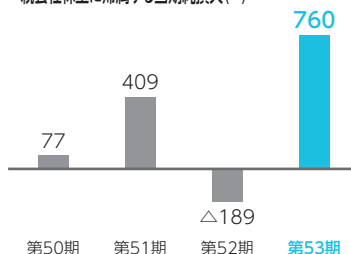
売上高

(単位:百万円)



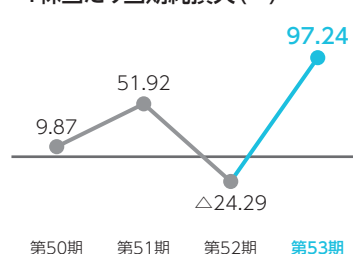
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)

(単位:百万円)



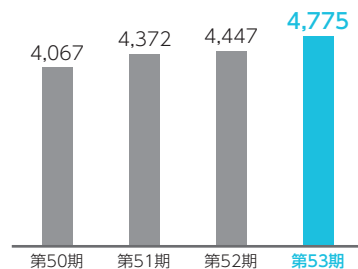
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位:円)



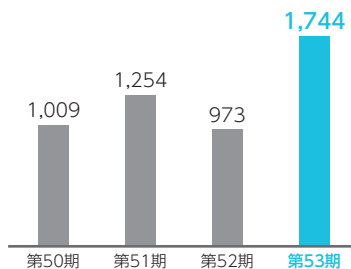
総資産

(単位:百万円)



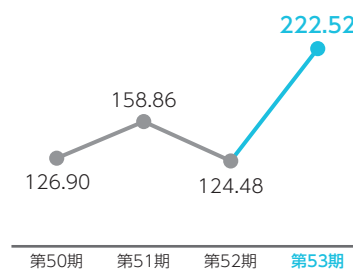
純資産

(単位:百万円)



1株当たり純資産額

(単位:円)



区分		第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(千円)	12,873,463	12,921,275	7,272,217	10,626,779
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	77,136	409,871	△189,852	760,806
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	9.87	51.92	△24.29	97.24
総資産	(千円)	4,067,972	4,372,738	4,447,282	4,775,191
純資産	(千円)	1,009,947	1,254,973	973,658	1,744,551
1株当たり純資産額	(円)	126.90	158.86	124.48	222.52

(注) 1. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スプラシア	99百万円	100%	動画編集配信プラットフォーム・デジタルサイネージ・アプリ開発などのITソリューションサービス
株式会社ニチナン	30百万円	100%	展示会、商業施設、アミューズメント施設などの企画・設計・施工

(注) 1. 株式会社アイアクトは、当社が保有する同社全株式を2021年4月30日付で全譲渡したため、子会社から除外いたしました。

2. 株式会社ニチナンは、2021年9月30日付の株式取得により当社の子会社となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期ビジョンである「ココロ揺さぶる瞬間(とき)を創り、世の中を次へ動かす。」の実現のために、以下事項を重点課題と捉え取り組んでまいります。

① 営業・マーケティングの強化

顧客が当社グループに求める要望は、年々多岐に亘ってきております。リアルとデジタルの垣根を超えた展示会やイベント等の企画・運営だけに留まらず、ブランド・広告・宣伝・販促・マーケティング領域に関する様々な顧客課題への最適なソリューションの提案を求められる機会が増えてきております。当社グループは顧客からのこのような期待に応え信頼を得ることで、持続的なマーケティング・パートナーとしてのポジションの確立を目指してまいります。常に新たなマーケティング手法を取り入れサービス領域の拡大を図ることや、マーケティング効果の見える化、顧客のエンドユーザー目線でのサービス提供等、顧客要望に応えるため、更なる営業・マーケティング強化に取り組んでまいります。

② 人材開発の強化

顧客に対して効果的なExperience Marketingソリューションを提供するために、最も重要な経営リソースは人材であり、顧客に寄り添い、高い要望に応える為に努力を惜しまない人材が数多く在籍していることこそが当社グループの強みと言えます。当社グループの更なる事業領域拡大の一翼を担う高度な専門性を有した人材を獲得するとともに、人材育成を促進する仕組みをつくり、長期育成していくことが、今後の事業拡大に必要な不可欠であると考えております。戦略的に採用計画を策定し人材の確保を推進していくと共に、その重要な経営資源を更

に発展させていくため、中長期的な事業戦略に即した研修制度や育成プログラムに加え、先進的な人事制度の構築により社員のエンゲージメント強化を図ってまいります。

③経営基盤強化

当社グループは、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすとともに、継続的な成長及び企業価値向上を図るためには、各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明性が高く、公正かつ迅速で果敢な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス体制の強化が重要であると認識しております。経営の意思伝達プロセスが機能する体制の構築に努め、経営と執行の有機的な運営を行うことで、適切・適正な監督と意思決定の迅速化を図ります。また、経営リスクに対しての報告を強化し、対策について議論検討を進めてまいります。

(5) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
西日本事業所	大阪府大阪市
中部営業所	愛知県名古屋市
T-BASE	東京都江東区
E-BASE	埼玉県八潮市

② 子会社

株式会社スプラシア	東京都中央区
株式会社ニチナン	大阪府大阪市

(6) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末従業員数	前連結会計年度末比増減
404(11)名	440(16)名	-36(-4)名

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含みます)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であります。

3. 当連結会計年度期首より報告セグメントを単一セグメントに変更しておりますので、セグメント別の記載は省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
368名	-14名	34.9歳	7.5年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含みます)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であります。

(7) 主要な借入先の状況(2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	250,000千円
株式会社みずほ銀行	240,000
株式会社りそな銀行	130,000
株式会社三井住友銀行	100,000
株式会社横浜銀行	100,000
株式会社関西みらい銀行	96,016

(注) 当社は、取引銀行6行と総額2,430,000千円の当座貸越契約を締結しております。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

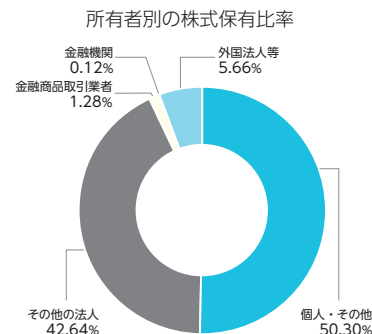
2 会社の状況(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,975,100株

(注) 当社は、2021年6月24日開催の取締役会で、特定譲渡制限付株式報酬として新株発行を決議し、2021年7月12日に新株を発行しました。これにより、発行済み株式総数は17,900株増加し、7,975,100株になりました。

(3) 株主数 5,130名(うち単元株主数4,507名)



(4)大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社T&Pホールディングス	2,980,000株	38.0%
博展従業員持株会	368,300	4.7
株式会社ティーケーピー	310,000	4.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	263,100	3.4
MSIP CLIENT SECURITIES	146,000	1.9
博展取引先持株会	142,400	1.8
田口 徳久	104,400	1.3
丹野 典子	93,800	1.2
福留 正高	68,600	0.9
生島 優	65,600	0.8

(注) 当社は、自己株式を135,182株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	17,900株	3人

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告41頁「(3)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況**(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(2)当事業年度中に職務の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 口 徳 久	展示会事業部、サステナビリティ推進室、内部監査室 担当 株式会社スプラシア取締役 株式会社ニチナン取締役
常務取締役	原 田 淳	エクスペリエンスマーケティング事業ユニット1、 エクスペリエンスマーケティング事業ユニット2、 文化事業開発ユニット、中部/西日本ユニット、事業統括局、 コンテンツデザイン局、サステナブル・ブランド事業部、制作ユニット、 業務推進部 担当 株式会社スプラシア取締役
取締役	田 中 雅 樹	経営本部長 キャリアデザイン部 担当 株式会社スプラシア監査役 株式会社ニチナン監査役
取締役	金 森 浩 之	公認会計士 金森公認会計士事務所 所長 みなと公認会計士共同事務所代表 株式会社RS Technologies取締役 (監査等委員) 株式会社岳南ホールディングス社外監査役
常勤監査役	内 海 統 之	株式会社スプラシア監査役 株式会社ニチナン監査役
監査役	梶 浦 公 靖	—
監査役	山 田 毅 志	公認会計士 株式会社タクトコンサルティング代表取締役 税理士法人タクトコンサルティング代表社員 APAMAN株式会社社外監査役 株式会社シーアールイー取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役金森浩之氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役梶浦公靖氏、山田毅志氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役金森浩之氏、監査役山田毅志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は社外取締役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
渡 辺 幸 人	2021年6月24日	任期満了	取締役

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 基本方針

取締役の報酬は、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、業績や同規模の他社水準等を考慮のうえ、役割や責任に応じた額を支給することを基本方針としております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬額決定の手続き

取締役の報酬は、基本報酬(金銭報酬)と業績連動の非金銭報酬等で構成しております。

基本報酬は、職責の大きさに応じた役位ごとに報酬額を決定しております。非金銭報酬等は、中期経営計画に掲げる主要な業績目標の達成度に応じて、当社株式の付与を行っております。なお、報酬額の算定は、過半数を社外役員で構成する報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで、代表取締役へ一任し、株主総会で決議された総額の範囲内で決定しております。

③監査役の報酬等の内容及び決定方法

監査役の報酬については、経営に対する独立性を重視し、固定の金銭報酬のみ支給しております。

報酬総額については、株主総会で決定された総額の範囲内で、会社の業績状況を考慮して決定しております。

区 分	報酬等総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動・ 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	89,759千円 (4,200千円)	80,553千円 (4,200千円)	9,206千円 (-円)	4名 (1名)
監査役 (うち社外取締役)	17,270千円 (7,200千円)	17,270千円 (7,200千円)	-円 (-円)	3名 (2名)
合計 (うち社外取締役)	107,029千円 (11,400千円)	97,823千円 (11,400千円)	9,206千円 (-円)	7名 (3名)

(注) 1. 上記には2021年6月24日に退任した取締役渡辺幸人を含んでおります。

2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「役員報酬等の内容決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における付与状況は「2(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役の金銭報酬額は、2007年6月28日開催の第38回定時株主総会において年額400,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。また金銭報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第50回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年50,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、3名です。

5. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第38回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

取締役の報酬等の決定方針の概要

①基本方針の概要

取締役の報酬は、中長期的な企業価値の継続的向上と持続的成長実現のため、貢献意欲や士気向上を高める報酬体系とし、個々の取締役の役割や責任に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別報酬等の額の決定に関する方針

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、職責の大きさに応じた役位ごとの固定金銭報酬とし、在任期間中、毎月定期的に支給しております。

③業績連動報酬の非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

中長期のインセンティブ報酬として、会社業績、経営指標や非財務指標等に基づき変動する、業績連動の株式報酬としています。株式報酬は、毎年定時株主総会終了後に、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において譲渡制限付株式を付与しております。

④報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の基本報酬、株式報酬の割合については、報酬諮問委員会の答申をもとに取締役会にて決定しております。報酬割合の基準額は、基本報酬90%、株式報酬10%としております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個々の取締役の基本報酬の額、株式報酬の金額及び付与数については、報酬諮問委員会での答申を踏まえて代表取締役へ一任し決定しております。代表取締役へ一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の実績並びに役割及び責任に応じた最終的な評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役金森浩之氏は、金森公認会計士事務所所長及びみなと公認会計士共同事務所代表を兼務しております。また、監査役山田毅志氏は、株式会社タクトコンサルティング代表取締役を兼務しております。当社は、金森公認会計士事務所及びみなと公認会計士共同事務所並びに株式会社タクトコンサルティングとの間に重要な取引はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役金森浩之氏は、株式会社RS Technologiesの取締役（監査等委員）及び株式会社岳南ホールディングスの社外監査役であります。また、監査役山田毅志氏は、株式会社シーアールイーの取締役（監査等委員）並びにAPAMAN株式会社の社外監査役であります。なお、当社と上記4社との間に重要な取引はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

役職氏名	主な活動状況
取締役 金森浩之	当事業年度に開催された、取締役会14回の全てに出席いたしました。報酬諮問委員会に委員長として出席しております。税務・会計の分野における高度な専門的知見に加え、社外役員としての豊富な経験を活かし、質問・意見を積極的に述べるなど、当社の経営に対する助言及び監督等、重要な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として公平・公正な立場から積極的な意見を述べるなど、当社の報酬に関する審議・答申にあたり重要な役割を果たしております。
監査役 梶浦公靖	当事業年度に開催された、取締役会14回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。決議事項や報告事項について適宜、質問するとともに、企業活動に関する豊富な知識や経験にもとづき、必要に応じて意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。
監査役 山田毅志	当事業年度に開催された、取締役会14回のうち13回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士として培われた企業会計における専門的な知識や経験にもとづき、適宜、質問・意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎え、期待される役割を十分に発揮できるよう、社外役員との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これにより、当社と取締役金森浩之氏及び監査役梶浦公靖氏、山田毅志氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬との額	21百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は「経営理念」「行動規範」並びにコンプライアンス規程に規定された行動倫理規範に基づき、法令、定款その他社内規程等の遵守及び企業倫理の遵守に努める。
- (2) コンプライアンス委員会規程に基づき、当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会を組織して、社内の隅々に至るまで法令遵守と企業倫理遵守の徹底に努める。
- (3) 内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監査、検証し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
- (4) 社内研修等の機会を通じて、コンプライアンスの重要性に関して周知、徹底を図り、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
- (5) 反社会的勢力による不当要求等への対応を一元所管する部門を定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
- (2) 情報管理規程に定める管理責任者は情報管理体制を整備し、法令等に則り必要な情報開示を行う。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 情報管理規程において重要事実に関する報告義務が全従業員に課せられている。
- (2) 内部監査部門が定期的に各部署に対する内部監査を行い、多額の損失発生リスク管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役、監査役に報告する。
- (3) 代表取締役は、多額の損失発生リスク管理状況を取締役会に定期的に報告する。
- (4) 取締役会が把握している多額の損失発生リスク状況に関しては、法令等に従い、適切な開示を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定時取締役会を原則として月1回開催するほか、定時以外においても決裁又は報告の必要な事案が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会は、業務執行の計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として経営会議を設置し、定期的に開催する。
- (3) 事業部門ごと、使用人の役職に応じて定められた業務分掌に基づき業務執行することにより、機動的かつ統制の効いた執行体制を確立し、取締役会における意思決定の適正化、効率化を図る。

⑤次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)における業務の適

正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者((3)及び(4)において「取締役等」という。)の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (a) 当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - (b) 当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社は子会社に、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化を図るよう求める。
 - (b) 当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役へ報告する体制を構築するよう求める。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールの策定を求める。
 - (b) 当社は、定期的に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は子会社に、その取締役等及び使用人が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
 - (b) 当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査役及び内部監査部門による評価を求める。
 - (c) 当社は子会社に、法令等の違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために社内通報窓口制度を導入し、利用することを求める。

⑥監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該使用人を指名することができる。
- (2) 監査役が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては監査役に指揮権が移譲したのものとして、取締役の指揮命令は受けず、また、監査役の同意なしに、解任することができないものとする。

⑦次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制**(1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

(a) 情報管理規程に基づき、重要事実に関する情報については、使用人が認識をした場合、管理責任者に通報し、管理責任者が適時監査役へ報告する。

(b) 監査役が取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、又、必要に応じて取締役及び使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。

(2) 子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(本項目において「取締役等」という。)及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(a) 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(b) 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役へ報告を行い、取締役は監査役に報告を行う。

(c) 当社の取締役及び内部監査部門は、定期的に当社の監査役に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑧監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを公益通報者保護規程に明記する。

⑨監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求があったときは、経営管理部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。

(2) 監査役は会計監査人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。

(3) 監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。

(4) 監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

⑪本方針は常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

原則として月1回の定時取締役会及び適宜臨時取締役会を開催することとしておりますところ、2021年4月1日から2022年3月31日の間に計14回の取締役会を開催いたしました。また、業務執行の計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として設置している経営会議についても、定期的に開催をいたしました。

② コンプライアンスに関する取組み

当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会を年2回開催しております。また、内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。

③ 子会社の経営管理状況

2022年3月31日現在における当社子会社は2社であり、各社とも取締役の複数名を当社取締役が兼職しております。子会社においては、当社取締役が参加する取締役会を原則月1回開催しており、営業成績や財務状況その他の重要な情報の報告を受けております。

④ 監査役と内部監査部門の連携状況

常勤監査役と内部監査部門は日常的に情報交換を行っているほか、内部監査部門担当者が監査役会にオブザーバーとして適宜参加し、内部監査結果の報告等を行っております。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財務状況、中長期的な事業拡大に必要な内部留保など、その見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

当事業年度におきましては、上記方針に基づき、財務状況並びに業績等を総合的に勘案し、2022年5月13日開催の取締役会にて、1株あたり10円の期末配当を実施する決議をさせていただきました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:千円)

科目	2022年 3月31日現在	2021年 3月31日現在 (ご参考)	科目	2022年 3月31日現在	2021年 3月31日現在 (ご参考)
資産の部			負債の部		
流動資産	4,105,665	3,866,912	流動負債	2,744,332	3,111,978
現金及び預金	1,578,382	2,013,889	買掛金	945,795	493,808
受取手形及び売掛金	—	1,364,920	短期借入金	500,000	1,700,000
売掛金	2,193,480	—	1年内返済予定の長期借入金	266,944	234,277
契約資産	9,541	—	リース債務	3,564	2,818
仕掛品	172,373	194,566	未払法人税等	280,891	22,654
原材料及び貯蔵品	1,027	868	前受金	—	61,339
未収還付法人税等	—	140,494	契約負債	166,909	0
その他	152,587	162,384	賞与引当金	169,957	52,542
貸倒引当金	△1,727	△10,212	工事補償引当金	1,131	3,446
固定資産	669,525	580,369	その他	409,137	541,092
有形固定資産	329,459	159,168	固定負債	286,307	361,644
建物及び構築物	178,236	96,548	長期借入金	272,253	356,672
減価償却累計額	△94,524	△36,785	リース債務	7,229	4,972
建物及び構築物(純額)	83,712	59,762	退職給付に係る負債	6,824	—
機械装置及び運搬具	71,969	51,048	負債合計	3,030,640	3,473,623
減価償却累計額	△62,657	△39,437	純資産の部		
機械装置及び運搬具(純額)	9,311	11,611	株主資本	1,740,698	969,972
工具、器具及び備品	441,968	429,702	資本金	190,333	185,768
減価償却累計額	△343,469	△348,591	資本剰余金	305,925	300,569
工具、器具及び備品(純額)	98,499	81,110	利益剰余金	1,341,442	580,636
土地	123,062	—	自己株式	△97,002	△97,002
建設仮勘定	5,230	—	その他の包括利益累計額	3,852	3,686
リース資産	27,635	24,770	その他有価証券評価差額金	3,852	3,686
減価償却累計額	△17,990	△18,086	純資産合計	1,744,551	973,658
リース資産(純額)	9,644	6,684	負債・純資産合計	4,775,191	4,447,282
無形固定資産	44,389	96,069			
ソフトウェア	42,518	88,059			
その他	1,870	8,009			
投資その他の資産	295,676	325,130			
投資有価証券	9,464	9,226			
繰延税金資産	88,512	119,635			
敷金	195,924	194,759			
その他	24,099	36,097			
貸倒引当金	△22,324	△34,587			
資産合計	4,775,191	4,447,282			

連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	当連結会計年度 2021年4月1日～2022年3月31日		前連結会計年度(ご参考) 2020年4月1日～2021年3月31日	
	売上高		10,626,779	
売上原価		7,496,576		5,067,806
売上総利益		3,130,202		2,204,410
販売費及び一般管理費		2,597,587		2,792,016
営業利益又は営業損失(△)		532,615		△587,606
営業外収益				
受取利息	206		292	
受取配当金	220		269	
貸倒引当金戻入額	12,199		13,995	
雇用調整助成金	77,027		238,339	
雑収入	7,733	97,387	37,773	290,670
営業外費用				
支払利息	10,811		12,569	
雑損失	453	11,264	2,687	15,257
経常利益又は経常損失(△)		618,737		△312,192
特別利益				
固定資産売却益	336		75,639	
関係会社株式売却益	421,011	421,348	—	75,639
特別損失				
固定資産除却損	1,272		5,143	
減損損失	—	1,272	60,552	65,696
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)		1,038,813		△302,249
法人税、住民税及び事業税	252,323		2,301	
法人税等還付税額	—		△130,283	
法人税等調整額	25,683	278,006	15,585	△112,397
当期純利益又は当期純損失(△)		760,806		△189,852
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)		760,806		△189,852

計算書類

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	2022年 3月31日現在	2021年 3月31日現在 (ご参考)	科 目	2022年 3月31日現在	2021年 3月31日現在 (ご参考)
資産の部			負債の部		
流動資産	3,786,359	3,485,682	流動負債	2,577,072	2,985,807
現金及び預金	1,302,132	1,814,354	買掛金	927,721	454,297
受取手形	—	6,303	短期借入金	500,000	1,700,000
売掛金	2,120,108	1,166,301	1年内返済予定の長期借入金	173,336	227,613
契約資産	9,541	—	リース債務	3,564	2,818
仕掛品	170,387	179,815	未払金	80,241	50,546
原材料及び貯蔵品	634	868	未払費用	99,344	152,281
1年内回収予定の長期貸付金	12,199	12,199	未払法人税等	280,396	22,051
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	19,999	19,999	未払消費税等	148,609	148,341
前払費用	85,775	79,854	前受金	—	49,503
未収還付法人税等	—	140,494	契約負債	166,478	—
その他	67,233	74,534	預り金	38,510	150,217
貸倒引当金	△1,652	△9,044	賞与引当金	156,694	22,006
固定資産	616,197	695,026	工事補償引当金	1,131	3,446
有形固定資産	178,181	155,051	その他	1,043	2,683
建物	56,850	59,680	固定負債	157,229	328,308
構築物	71	82	長期借入金	150,000	323,336
機械及び装置	8,670	11,611	リース債務	7,229	4,972
車両運搬具	0	0	負債合計	2,734,302	3,314,116
工具、器具及び備品	97,714	76,993			
建設仮勘定	5,230	—	純資産の部		
リース資産	9,644	6,684	株主資本	1,664,402	862,906
無形固定資産	23,360	46,322	資本金	190,333	185,768
ソフトウェア	21,930	45,857	資本剰余金	307,831	303,266
ソフトウェア仮勘定	1,400	—	資本準備金	307,831	303,266
その他	30	464	利益剰余金	1,263,240	470,872
投資その他の資産	414,655	493,652	利益準備金	4,600	4,600
投資有価証券	9,464	9,226	その他利益剰余金	1,258,640	466,272
関係会社株式	96,752	84,285	別途積立金	110,000	110,000
出資金	400	400	繰越利益剰余金	1,148,640	356,272
長期貸付金	9,149	21,349	自己株式	△97,002	△97,002
関係会社長期貸付金	44,999	64,999	評価・換算差額等	3,852	3,686
破産更生債権等	975	1,037	その他有価証券評価差額金	3,852	3,686
繰延税金資産	78,295	151,072	純資産合計	1,668,254	866,592
敷金	195,833	194,759	負債・純資産合計	4,402,557	4,180,709
その他	1,110	1,110			
貸倒引当金	△22,324	△34,587			
資産合計	4,402,557	4,180,709			

損益計算書

(単位:千円)

科 目	当事業年度 2021年4月1日～2022年3月31日		前事業年度 (ご参考) 2020年4月1日～2021年3月31日	
	売上高		10,138,238	
売上原価		7,254,559		4,723,386
売上総利益		2,883,678		1,773,996
販売費及び一般管理費		2,389,798		2,405,971
営業利益又は営業損失(△)		493,880		△631,975
営業外収益				
受取利息	811		949	
受取配当金	220		50,273	
貸倒引当金戻入額	12,199		13,870	
雇用調整助成金	77,027		238,339	
雑収入	1,803	92,063	27,563	330,996
営業外費用				
支払利息	9,691		12,568	
雑損失	443	10,135	2,686	15,255
経常利益又は経常損失(△)		575,808		△316,234
特別利益				
固定資産売却益	336		75,639	
関係会社株式売却益	542,027	542,363	—	75,639
特別損失				
固定資産除却損	1,272		2,078	
減損損失	—	1,272	76,720	78,798
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		1,116,899		△319,393
法人税、住民税及び事業税	251,827		1,698	
法人税等還付税額	—		△130,283	
法人税等調整額	72,704	324,531	△28,479	△157,064
当期純利益又は当期純損失(△)		792,367		△162,328

監査報告

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社博展
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 甘 楽 眞 明
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 金 野 広 義
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社博展の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社博展及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社博展
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 甘 楽 眞 明
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 金 野 広 義
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社博展の2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の方法等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の方法等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と綿密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査致しました。
また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、取締役会に出席するとともに、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、精査・確認致しました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人に対する監査評価表を策定し、期間中の監査の状況について検証しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社博展 監査役会

常勤監査役	内 海 統 之	㊟
社外監査役	梶 浦 公 靖	㊟
社外監査役	山 田 毅 志	㊟

以 上

インターネットのご利用が 困難な株主様へ

2022年9月1日以降、
書面で受領するための手続きが可能です。
(書面交付請求)

Q 「書面交付請求」とは？

A インターネットを利用することが困難な株主様を保護するための手続きです。
お申し出いただいた株主様には株主総会資料を書面でお送りします。
なお、書面交付請求を行わなくても、URL等を記載した通知書面はお送りします。

Q 「書面交付請求」の受付期限は？

A 株主総会の基準日までにお申し出が必要です。

Q お手続き方法は？

A 証券会社にお申し出の場合は、保有銘柄の口座を開設している証券会社へお問い合わせください。
株主名簿管理人にお申し出の場合は、書面での受領を希望される銘柄ごとに申出書面のご提出が必要です。

⚠️ ご注意 一連のお手続きには費用がかかる場合があります。
なお、書面交付請求は一定期間経過後に失効することがあります。

スケジュール

2022年8月31日まで	制度周知期間
2022年9月1日	書面交付請求受付開始
2023年3月以降の株主総会	電子提供制度開始

お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部
0120-533-600
受付時間 9:00～17:00(土・日・休日を除く)
ぜひQ&Aもご利用下さい。
<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency>



会社法改正により

株主総会資料が 原則ウェブ化されます

今まで

議決権
行使書

株主総会
資料

紙で確認

これからは

議決権
行使書

通知書面
アクセス
URL

ウェブで確認

株主総会
資料

主な
変更点

- ・ウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集通知(以下、通知書面)をお送りします。
 - ・株主総会資料の全文はウェブサイトアクセスすることで確認できます。
- ※議決権行使書は原則、今まで通りお送りします。

開始
時期

2023年3月以降の株主総会より

本制度について詳しくはこちら

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>



- 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。
- 議決権を有する株主様を対象に通知書面をお送りします。
- 発行会社の意向により電子提供制度開始後も株主総会資料を書面でお送りする場合があります。
- 本制度は投資法人も対象に含まれます。
- 株主優待や配当金等は本制度の対象に含まれません。

一般社団法人
信託協会

株主総会会場ご案内図

※開催場所が昨年の会場と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

【会場】日本橋室町野村ビル(YUITO)

野村コンファレンスプラザ日本橋5階大ホール
東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号



【交通のご案内】

- 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅(A9出口直結)徒歩1分
- JR総武本線「新日本橋」駅徒歩3分(駅地下道よりお越しいただけます)

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK